## 令和5年度第1回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

- ◆ 日 時 令和5年9月1日(金) 午前10時00分~午前11時30分
- ◇ 場 所 神戸市役所1号館8階大会議室
- ◇ 報 告 (1)神戸市における成年後見制度等の利用状況について
  - (2) 市民後見人候補者の養成について
- ◇ 協議事項 中核機関における協議会について
- 1. 報告(1)神戸市における成年後見制度等の利用状況について 事務局より資料3の説明。

## 〇委員

ただいま説明のあった神戸市における成年後見制度等の利用状況について、質問・意見 はあるか。

(意見等なし)

### 〇委員

それでは引き続き、市民後見人候補者の養成について事務局から説明をお願いしたい。

2. 報告(2)市民後見人候補者の養成について 事務局より資料4の説明。

#### 〇委員

市民後見人は選任時には、講習等を受けて専門的な知識を付けていると思うが、選任後の継続的な研修、社会情勢に合わせた研修またはスキルアップするような場はあるのか。

### ●事務局

市民後見人を対象とした継続研修を毎年行っているため、新しい情報等は更新できる形になっている。

#### 〇委員

この成年後見制度の利用状況についてというところとかと少しずれるが、前回の分科会で「後見人の行政手続のワンストップ化」について、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしたが、その取組について、どうだったのかを御報告いただきたい。

#### ●事務局

庁内の相談窓口の一元化について、まず考えられるのは、区役所の窓口だが、それについては区役所課が所管になる。また、スマート窓口やスマートシティ神戸といった行政手続の簡素化に取り組んでいるのはデジタル戦略部という部署になる。両課にこの案件を共有し、既にどういった取組ができるかという話はしている。一方で、すぐに取り組める案件ではないという認識だ。

ただ、1つの窓口に出すことで一元化できるというのは、最終的には非常に理想的な形であるという回答はもらっている。今後、窓口での行政手続の改革を行う上では、今回の意見を踏まえた上で検討していきたいという回答を得ているため、今後もそういった改革の中で、今回の意見を踏まえて検討をしていくと考えている。

#### 〇委員

改革に向けての期間が「検討中」という回答は非常に怖いというか、がっかりするような回答だ。来年も再来年も「検討中」というよくあるパターンに陥らなければいいなと思う。この内容は、三士会でも県内全体で動いていきたいことであるし、親族の後見人等の皆さんにとっても共通する負担であることであり、ぜひ実現してほしいため、何か目標・意識をもっていただき、次回の分科会のときにまた聞きたいと思う。

### 〇委員

工程表のようなものを見せてほしいということか。

## 〇委員

工程表みたいなもの、イメージ等があれば、ぜひお聞きしたい。

#### 〇委員

この場合、そのようにデジタル戦略部に伝えていただく形になるのか。

#### ●事務局

今回いただいた意見を共有させていただく。

## 〇委員

資料4の市民後見人候補者の養成について、これまで第8期まで養成研修をしており、 修了者が減っているが、登録者はそれほど減っていない。最近は、もう修了した人はほぼ 登録されているように感じるが、修了したのに登録されない理由が知りたい。

また、その下の「受任状況」について、今登録されているのが88名なのに対し受任数が 24件となっている。登録しても受任されてないというのは、市民後見人に受任してもらう ような対象案件があまりないということなのか。それとも、登録していても受任できない という方がいるということなのか。差し支えのない範囲、分かる範囲で教えてほしい。

#### ●事務局

まず、登録者数について確認しておきたい点として「定年制」がある。受任活動中であれば延びる場合もあるが、基本的には75歳が定年になるため、登録者数はその分減ることになる。あとは、家庭の事情等で登録者数が減るというケースがある。

その上で、養成研修を修了した方は基本的にほぼ全員市民後見人に登録しているが、登録されない方の理由としては、様々な事情がある。例えば昨年度、第8期については7名の方が修了し、6名の方が登録したが、登録されなかった方は士業の有資格者であった。 士業を持っているだけなら問題ないが開業をする方は市民後見人に登録できず、その方は開業するという話があったため登録は見送られたというケースだった。以上が1つ目の質問の回答である。

続いて、2つ目の市民後見人が担当できるような困難性がない案件がないかという質問について回答する。現在、市民後見人をつける案件は、市長申立の案件に限っている。市長申立の案件は複雑な案件も多くあるため、市民後見人が受けやすい案件が多いとは言えないというのはおっしゃるとおりだ。

また、現在市民後見人に登録している88名の全員が、今、後見活動ができると思っている方ではない。利用手続相談室等の広報活動であれば対応できるという方もいるため、そのあたりは需要と供給を見ながら検討していく。

#### 〇委員

市民後見部会の部会長もしているので補足させてもらうと、案件を受任したいと思っている市民後見人には、うまく割当てができている状況だと思う。1度案件を受任したら2件目の受任は希望しない市民後見人の方が多いため、2件目も受任したいと思っている方にはきちんと案件を回せているという印象だ。

今の話でも出てきていたが、広報活動を希望される方が意外と多い。市民後見の活動は 正直大変であるため、1件すると「もういいかな」という方が多いが、広報活動はしたい という方が結構いて、その方々が活躍してくれている。

市民後見人の候補者を家裁に申立てる際も、直近に登録した市民後見人を選んでおり、何年も市民後見人の活動をしたいのに、何年も選任を待っているという感じではない。

## 3. 協議事項 中核機関におけるについて

事務局より資料5~6の説明。

### 〇委員

確認したい点が1つある。今日の議題に挙げられている「協議会」というのは、12ページの下の「c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議会」に当たるのか。 実際には、その傘下というか、そのネットワーク上に、例えば区単位での地域連携ネットワーク等ができるのか、そのイメージも含めて協議会で検討していくということでよいか。 神戸市全体で1つの協議会では、個人の権利擁護を守ろうとしたときにこの協議会にかけることはできないため、地域単位で地域連携ネットワークを構成していく上での課題を検討していくという協議会という理解でよいのか。

#### ●事務局

まず、今回提案している内容は、全市に1つ協議会を設けたいという内容であり、それについて議論していただきたい。ただし、発言いただいたとおり、全市に1か所で良いかという議論はあろうかと思う。それについても、意見等があれば頂戴したい。

#### 〇委員

先ほどの意見は、協議会は各区にあったほうが良いのではないかという意見になるのか。

#### 〇委員

私は、11ページの下の絵のような個人、いわゆる将来被後見人になるかもしれない方々のサポートをする体制を「地域連携ネットワーク」だと思っている。だから、地域連携ネットワークには一人一人の個人に対応する場面があるはずだ。

年1回開催される協議会で個人の案件を検討するのはおかしいと思うため、やはり神戸市全体の「地域連携ネットワークの在り方」を議論していったり、それを下にブレークダウンしていく作業をうまく進める仕組みを考えたりするのが協議会かなと思う。だから、例えば各区社協単位の中に地域連携ネットワーク等が構成されていくようなイメージをしたのだが、どうなのか。

#### ●事務局

本件については、令和4年度第1回の当分科会でも同じような議論になった。そのときの皆さんの意見では、神戸市は非常に人口も多く、地域も広い中で、成年後見支援センターが全市に1か所しかないという現状で、地域、個別、特定の案件全てに対して成年後見支援センターが対応するのは現実的に難しいというものだった。また、ケースに沿って個別案件を検討することが理想的だが、そのような神戸市の現状を考えると成年後見支援セ

ンターが司令塔機能を発揮し、各団体が連携しやすい土壌作りをしていくべきではないか という議論があった。

そのようなところをベースとして、我々としては、まずは全市に1か所協議会を設置し、協議会で各現場から上がってくる内容も含めて議論を行い、連携等を深めていきたいと考えている。将来的に、その協議会の中で各区、各地域連携ネットワーク、あるいはさらに小さな協議会の設置等も協議会の中で議論していく可能性もある。

# 〇委員

今回の事務局案、無理のない開催の仕方をプランしていて非常に良いと思うが、構成メンバーについて、絶対に入れてほしいということではなく、一アイデアとして言いたいことがある。多様なネットワークのメンバーがおり、実務的なことに関して言うと「家庭裁判所」が入っているのは非常に良いと思っているが、神戸市は銀行と協定も結んでいることから銀行にも入ってもらうことはできないか。あと、特養等の施設の方が入っていないが、そういう方に入ってもらうのも良いのではないか。

今の段階では協議会の議題が具体的にどのようなものになるかイメージが持ちにくいが、できるだけ実務に即して、成年後見の支援が行き届きやすくなるような具体的な話ができるようにすることを考えると、できるだけ実務的に関係する各ポジションの人が入っていたほうがいいかなと思う。

## 〇委員

私も成年後見関係団体情報交換会の構成委員だが、同交換会のやり方をそのままスライドするのは、あまり意味がないと思う。これまでの交換会は、事前に各専門職団体に対し、相談会の体裁や専門職の体制等を一覧表にまとめたものの作成を要請し、各団体が交換会で協議(発表)して終わっていた。正直なところ、そんなに組織を大きく変遷するわけではないため、毎年同じような表を出してやり取りをしていることになる。

そのため、目指すべき形は、神戸市は組織が大きいので、先ほどから出ているような「地域包括」に基軸を置きながら、司令塔機能として成年後見支援センターが存在する形だろう。その上で、地域包括と成年後見支援センターの連携が取れているか、風通しは良いかが課題だと思う。結局、そこの連携が取れていないと、成年後見支援センターは市民後見人だけを育成して終わってしまい、地域包括がばらばらに存在していることになる。

我々の中でも、現状として、地域包括に専門職が密着してしまい、適切な処理がされた まま、チーム組成もされることなく終わってしまう案件があるということ見えている。そ のため、やはり年に1回やるのであれば、地域包括と十分なやり取りできているのかを確認するような在り方であれば良いと思う。ばらばらなものが司令塔を置くことで一体化するイメージだと思うし、そこがばらばらなままの状態だったら意味がない。

その中でいくと、メンバー組成はケース・バイ・ケースで入れていくやり方でも良いかもしれないし、そういう中で我々専門職が地域包括と成年後見支援センターを繋ぐにあたり、どのようにお役立ちできるか等を協議していく形なのかなと思った。あまりにメンバーを広げ過ぎると、話がまとまらなくなることが少し心配だ。

## 〇委員

先ほど言われたように、金融機関関係は絶対入れてもらいたい。後見人で一番大きな仕事が財産管理になっており、そのあたりの所管の手続が非常に煩雑で、金融機関ごとに対応が異なる。後見人に選任されて金融機関に連絡しても、電話連絡でも受付けてくれるかもしれないが、1週間~10日先の辺りを予約しないと対応してもらえない等が多々あるというのが事実だ。早く後見人としての対応をしたいと思うのに、タイムラグが出てくることがたくさんある。事情をよく理解していただくという意味では、金融機関の参画があっても良いと思う。ただ、どの金融機関に入ってもらうのかは難しいかもしれないが。

### 〇委員

協議会に支店レベルで来てもらっても、本部が動くのかという話もある。全銀協に来て もらうのか等、誰に来てもらうのか。

#### 〇委員

ちゃんと全銀協に伝えてくれないと意味がないのかもしれない。

#### 〇委員

これは、国レベルの大きな話かもしれない。大事な話ではあるが。

## 〇委員

私自身も十分理解できておらず、整理したいのだが、資料 6 (11ページ) の上には、中核機関の役割として、2つ目に様々な権利擁護支援、成年後見だけではなくというようなことが書いてある。虐待とかネグレクトも含めてと書いてあり、今回の議論はその3つ目の協議会の話だと思うが、協議会では、やはり今先生方が議論されている成年後見とか日常生活自立支援事業に特化した話になっていくのか、それとも、そもそもの中核機関の役割としての虐待とか消費生活センター等もやはり協議会の中で取り上げることになるのか。

資料6 (12ページ) 下半分の「市町村による協議会」のa・b・cの中には、虐待、ネグ

レクトといった話は出てこない。だから、中核機関の役割は、特に成年後見の部分を協議 会で議論するという理解でよろしいか。

#### ●事務局

事務局で想定をしているのは「成年後見を中心とした協議会」である。もともと成年後 見の利用促進計画の中の話であり、当分科会は成年後見の分科会であること、また中核機 関も成年後見支援センターであることから、成年後見のことを中心に協議したいと思う。

ただし、協議会での話の中で、本人の意思決定支援の話もそうだが、幅広い権利擁護の話は避けては通れないだろう。結局、成年後見のことだけを話して終わりにはならないのではないかと思っているため、様々な専門職の方や関係機関に参画いただく中で、成年後見をベースとしつつ、話の過程で広い内容が議題に上がっても良いと思っている。

### 〇委員

そうなると、構成メンバーもあまり広がらないようにということになるのではないか。

#### ●事務局

おっしゃる通りだ。その時々の議題、話し合われる内容によって関係する方をゲストあるいはオブザーバーとしてお呼びする等の形で参画をしていただく形になると思う。コアとなるメンバーを大きく広げ過ぎてしまうと、先ほど委員のほうからも少しお話があったように、話がぼやけてしまう可能性もあると思う。

## 〇委員

関係施設の団体にも入ってもらうのはどうかという意見に対してのコメントはあるか。

#### ●事務局

委員から関係施設も入れてはどうかという話があったが、同感である。元々、成年後見関係団体情報交換会は、あくまでも専門職団体を中心とした情報交換会だったが、協議会にするにあたり、そこに障害者相談支援センター、あんしんすこやかセンターに入っていただく形になる。そういった実際に支援現場の最前線で苦労されている支援団体の皆様、関係施設の皆様も含めて参画をいただく形であれば、より実務的な話ができると思う。

施設といっても幅広いため、コアメンバーに当初から入れるのか、あるいは議論ごとに 呼ぶのかは、検討が必要だと思う。

#### 〇委員

協議会の議題についてだが、今、話にあったように、議題によって構成メンバーも変わると思う。基本的には、利用促進の第2期計画の内容を神戸市でどうしていくかを検討し

ていき、柔軟な交代や市民後見人の活用、裁判所が参加するのであればマッチング問題、 専門職団体への推薦の在り方や報酬といったことを議論すると思う。その中で神戸市の課題が出てきたときに銀行や現場の施設管理者にも参加してもらえば良いのではないか。

### 〇委員

今の議論の前提として、いろんな問題についてケースに合わせてゲストを呼ぶ等、協議会の在り方について皆さんがすごく期待をしていると思うが、現段階の案は、年に1回、しかも当分科会と併設するためそんなに時間も取れるものではない。今の皆さんの期待するものに応え得るキャパシティーになってないかなとは思う。

そのため、「年1回」が正しい在り方なのか検討する余地があるのではないか。その開催ペースでは「次は銀行を呼ぶ」となっても、それは来年の協議会になってしまう。

### 〇委員

協議会というのは、施策的な決定に直接関わることではないと思うが、その場の意見は 参考にという形で今後の施策につながってくることにはなると思う。やはり裁判所という 立場上、決定に関わるというのは少し問題がある。オブザーバーという形になるのであれ ば良いが、そこは最初に伝えておきたい。

裁判所としても、成年後見制度を進めていくにあたって、考え・意見を伝えられる場は 非常に重要だと思っているため、当然新しい協議会となっても参加させていただきたいと 思っている。

#### 〇委員

協議会になったときにもオブザーバーがいいという趣旨で間違いないか。

#### 〇委員

その通りだ。

### ○委員

交代の話が今、話題になっているが、そのあたりの意見等はあるか。

#### 〇委員

交代の話については、裁判所が考える交代のイメージや実際の運用、あとは各裁判所によって異なる扱いがある等のイメージは共有できるかなと思う。一般論としての話にはなってしまうが選任・受任イメージの共有というところは、まさしく共有できる部分だと思いう。また、報酬等についても、裁判所に来ている一般的な傾向とか、助成がないから選任ができない等の実務の部分もお伝えできる部分はあるかもしれない。そういったところ

は協議の中で共有して、できるだけスムーズな成年後見制度の利用に繋げるために役に立 てる部分があるではないかと思っている。

また、個人的な意見にもなるが、昨日、県の権利擁護の研修があり、その中で中核機関の設置や権利擁護の在り方についての紹介があったところは、理念や検討会の設置目的の部分をすごく話していて、なるほどと思った部分があった。私も不勉強で申し訳ないが、さっき委員から話があったように、チーム支援がうまくいっていないとか、専門職をつけて終わりになってしまう場合があるのであれば、その課題を解消するためにどういうメンバー構成で、こういう期待をしていこうというところがあれば、教えていただき、共有できればいいと思った次第である。

#### 〇委員

この協議会の運営について、資料 5 (8ページ)の「家庭裁判所との連携」で少し気になる箇所がある。「模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場」という部分について、裁判所としては、まさに模擬事例というところが重要だと思っている。裁判所はあくまで具体的な事件、事例が裁判所に持ち込まれたときに、裁判官がその場に応じて、様々な状況を判断して決定を判断・審判をする場である。何か事例を持ってきて、「この事例については必ずこうだ」という答えを持っているというわけではないということを理解いただきたい。

そのため、ここでも模擬事例がまずあって、大体こういう事案だったらこうだろう、こういう形で判断されることが多いだろう等の形を用意する場であるというのが前提となる。そのような場も大変重要だとは思っているが、年に1回というのは確かにどうかなと思っている。なるべくこういう案件は、より機動的に必要な場のように思う。困った案件があって、こういうときにはどうなのだろうという話が出てきたときに、年に1回でそれが解決できるかというと難しいと思う。困る案件、気になることは、月々または毎日出てくるもののため、それを蓄積して、協議会で協議してもらおうという話になったときに、年に1回しかなければ、そのときに関心持っていた人が回答を得ようと思っても、1年後にしか答え(ある程度の形)が教えてもらえないことになる。そのときには、その担当の方もどこかに行っているとか、1年経ったらもう解決したという話にもなりかねない。このような場面を重視するのであれば、もう少し機動的に、回数をプラスするというのは良いのかなと思った。

#### 〇委員

障害者相談支援センターやあんしんすこやかセンターの二人は気になった点はないか。

### 〇委員

実際の現場では最近、案件が複雑化してきており、親族がいても「関係ない」と言われたり、必要な方を適正な制度に繋げられなかったりすることもある。また、例えば夫婦で認知症になり親族の方もなかなか出てこず、財産を多く持っているような場合に、どの職種の方にお願いしたらいいか分からないということが、実際あった。同じ方ばかりに依頼することもできないため、公平性を保つためにも協議会やネットワーク等で相談をして適切なところに繋いでもらうことができれば、より公正性・中立性をセンターとしても守れるのではないかと感じている。

### 〇委員

2点気になることがある。

1点目は、厚労省が出している図のネットワークのメンバーの中に「当事者団体」が入っているが、神戸市では当事者団体にどう関わってもらうのかというところだ。協議会のメンバーに入るかどうかについては、先ほどあまりメンバーを広げ過ぎない方が良いという意見もあったため、固定メンバーにすることはしなくても良いと思うが、どの場面でどのように関わってもらうのかという部分は考えていかなければいけないように感じた。

当事者団体といっても様々な団体があるため、どこの団体にというのは難しいと思うが、 親の会などは成年後見等の権利擁護について熱心に動いているし、問題意識・実際に困っ ていることもあると思う。何かしら当事者に関わる、当事者に近い人に入ってもらう場面 を考えていく必要があると思う。

2点目としては、全市に1つの協議会を設けるという前提で議論をしているが、先ほども意見が出たように年1回だけの開催だとなかなか課題の解決が難しいというのと併せて、全市に1つだけでは地域の実情に応じた実動的な課題の解決が難しいのではないかという話も出ていた。

各区から上がってくる意見を市で取り上げていけたらいいという意見も出ていたが、各 区から上がってくる意見というのは、どこからどのように上がってくるのかを私がイメー ジできていない。どのように意見を吸い上げていくのか具体的に詰めておかないと実際に 協議会に意見が上がってこないのではないか。

障害者の支援センターでは、センターが事務局となり各区の自立支援協議会を開催している。自立支援協議会は年中動いており、いろんな課題を集約している場でもあるため、

前もって「こういった視点で課題を出してほしい」ということを言えば、かなり実態に沿った課題が上がってくると思う。今までは、自立支援協議会で扱っている課題の中で成年後見や権利擁護に関することがあまり注目されていなかったため、この機会に投げてもらうというか、こういう視点でこういう課題が欲しいということを伝えれば、意見・課題を集めることができるのではないかと感じた。

### 〇委員

先ほどの委員の発言について、私も考えていたのだが、障害者の自立支援協議会は各区 にあって、市レベルの推進協議会に上がっていくという流れができている。

今の成年後見に関して言えば、成年後見支援センターが全市的にやっているため、各区で成年後見に関わる何か案件が出てきたときは、各区で何か対応するというよりも、成年後見支援センターに上がってくるという流れになると思う。だから、各区レベルで今、何かができるわけではない。そこがやはり少し気になる。

各区でそういうものが必要なのかは分からないが、今、発言いただいたように、例えば 障害の分野であれば各区の協議会から様々な課題が上がってくる中で、成年後見に関する 課題はここの協議会へ持って上がるということはできるのではないかと思った。高齢の分 野でもそのような仕組みがあるのかは分からないが。

### ●事務局

先ほど委員に発言いただいた地域包括支援センターを所管している介護保険課から発言 させていただく。

今、介護保険課では「弁護士相談」を設けており、あんしんすこやかセンターが対応する困難事例、特に成年後見も含めた権利擁護やハラスメントも含めた困難ケースを相談できる仕組みをつくっている。

あんしんすこやかセンターが、毎月1回(ブロック制のため2か月に1回自分の区)弁護士相談が受けられるようにしているが、その中で成年後見の問題等が相談として上がってきているため、本来はそういうところの意見を介護保険課でまとめて、こういった仕組みが必要だとか、こういった課題が現場にあるということを協議会にお伝えする必要があるのだろうと思った。各区の現場レベルで協議体をつくるというのは非常に難しいため、何らかの形で市に現場の声を上げて、その課題を提案していく仕組みができればいいのかなと感じた。

#### 〇委員

弁護士相談の利用は結構あるのか。

#### ●事務局

正確な利用数を今持っていないが、まだ余裕があると言っている。ただ、弁護士相談の中で、もう少し早くに相談していれば、もう少し早く整理ができて、対応がうまくいったのにという事例が多いと聞いている。

現場で頑張り過ぎて、どこに相談していいか分からず、困難な状態になってから相談が上がってくることが多いため、もう少し早い段階で相談ができる仕組みづくりのため、そういった説明をセンターにしていっているところだ。あんしんすこやかセンターはケアマネジャー等の支援をするところであるが、地域のケアマネジャーが個別の高齢者支援で困難を抱えているときは、あんしんすこやかセンターだけでなく地域包括支援センターでも相談できるような仕組みにすることで、その地域のケアマネジャーの支援ができる形になっている。

### 〇委員

相談に来るのが遅過ぎた事例があるということは、広報が行き届いてない証拠かもしれない。せっかく仕組みがあるのだから広報活動をする努力は必要なのかもしれない。その相談から課題が吸い上げられるかという話なのだろうが。

### ●事務局

最後に皆様から伺った意見を基に、事務局で検討していくにあたり、協議事項について まとめさせていただく。

まず、これまでの情報交換会のやり取りのように、各団体の取組を定例的に出して終わるのではなく、実務的な内容に即した内容であるべきだということについては、まさにそのとおりだと思っている。各現場からの課題をうまく抽出し、その課題についての議論の中で様々なアイデアが出てくる、あるいは課題に対して皆様と連携が取れるような場にできればと考えている。

開催回数については、今のところは1回を考えているが、検討したいと思う。

次に、協議会のメンバーについて。まず、銀行の話が出たが、議論の中でもあったように、どこの金融機関に参加してもらえば良いのかという話にもなるため、検討させていただきたい。続いて、家庭裁判所の参加についてだが、協議会は施策を決定する場ではなく、メンバーから出たフラットな意見を調整する場であり、施策を決定するのは当分科会になる。そのため当分科会ではオブザーバーとしての参加になるのは当然だと思うが、協議会

についてはできればオブザーバーではなく、メンバーとして参加いただきたいと思っている。また調整させていただく。

また、メンバーについてはあまり広げ過ぎないようにという意見があったが、そのとおりかなと思っており、そこについては考えさせていただきたい。

今回皆様から頂戴した意見については、検討し、次回の当分科会で検討結果の内容をお 知らせできるようにしたいと思っている。

# 〇委員

それでは、協議事項について終了とする。